

計画等の案の概要

名 称	林地開発行為に係る行政処分の基準及び公表に関する指針の制定 静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項の改正		
公表するもの	林地開発行為に係る行政処分の基準の公表に関する指針（案） 静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項		
県民意見の募集	☒ 有 無	有の場合は その募集期間	令和8年10月1日(木)～令和8年10月31日(土)
担当課等名	経済産業部 森林・林業局 森林保全課 電話番号 054-221-2643		
総合計画における位置づけ	1-2-3 豊かな自然環境の保全と継承 (3) 自然との共生の推進 ②森林の公益的機能の維持・増進		
審議会等の名称	静岡県森林審議会（12月開催予定の林地保全部会に諮問予定）		
1 趣旨 （１）制定及び改正の理由 近年、太陽光発電施設等の無許可設置や許可条件違反が全国的に発生し、災害や自然環境への影響が懸念されています。 令和7年5月に森林法が改正され、許可条件違反に対する罰則や命令違反者の公表に係る仕組みが導入され、令和8年4月1日から施行されました。 また、「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」（令和7年12月23日関係閣僚会議決定）を受け、林野庁は、令和8年3月26日及び4月1日付けで、大規模太陽光発電事業に係る林地開発の許可基準等を見直しました。 （２）制定及び改正に当たっての基本的な考え方 林野庁は、上記法改正の制度運用及び大規模太陽光発電に係る林地開発の許可基準等の見直しに関し、地方自治法に基づく技術的助言を改正し、知事に通知しました。 県はこれを踏まえ、処分基準を制定するとともに審査基準を改正することとします。			
2 骨子 （１）主な制定内容 ・林地開発行為が、無許可開発、許可条件違反及び不正な手段による許可取得のいずれかの違反に該当するときに、行政処分（中止命令、復旧命令及び許可の取消し）を行う場合を規定しました。 ・行政処分を受けた者が正当な理由がなく、当該命令に従わなかったときに公表する情報を規定しました。 （２）主な改正内容 ・大規模太陽光発電設備の設置について、開発区域内に残置する森林面積の割合及び森林の配置の基準を見直しました。 ・関係市町長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握する際に、申請者は、申請書の全部又は一部を提供することについて、同意書の提出を規定しました。 （３）施行期日 令和9年2月1日以降の申請からの適用を予定しています。			